

岩手県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成30年8月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設ケアコートもりおか	盛岡市青山一丁目25番25号	平成30年8月22日
老人ホーム	特別養護老人ホームなのりの杜2号館	盛岡市上米内字名乗沢1番地58	〃